

○国土交通省告示第1465号

大津市歴史的風土保存計画の決定

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第五条第一項の規定により、大津市歴史的風土保存区域（平成十六年国土交通省告示第六百五十九号）について、次のとおり歴史的風土保存計画を決定する。

平成十六年十一月二十六日

国土交通大臣 北側 一雄

大津市歴史的風土保存計画

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺（後の延暦寺）、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 比叡山・坂本地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存にある。

このため、坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、伝統的建造物群の保存等の施策と協調しつつ、土地形質の変更や木竹の伐採、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、比叡山の山容を保存するため、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(2) 近江大津京跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘を中心とした自然的環境の保存にある。

このため、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡の史跡指定地周辺においては、文化財調査や歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ、歴史的風土を活かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くものとする。

また、遺跡の背景となる山丘においては、土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。特に、崇福寺跡周辺については、遺跡周辺の環境整備と協調しつつ、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(3) 園城寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖疏水等からの展望域について、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等及び木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる長等山の山容を保存するため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成に重点を置くものとする。

(4) 音羽山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となるとともに、茶臼山古墳等の遺跡等と一体となる、音羽山等の緑の山並みを中心とする自然景観の保存にある。

このため、琵琶湖岸、瀬田川河畔及び市街地からの展望域について、音羽山及び茶臼山等における土地形質の変更や木竹の伐採等の行為の規制に重点を置くものとする。

(5) 石山寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山の自然的環境及び瀬田川河畔の自然景観の保存にある。

このため、瀬田川河畔においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、歴史的な景観の維持改善のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等の行為の規制に重点を置くものとする。

また、背景となる伽藍山の山容の保存のため、土地形質の変更及び木竹の伐採等の行為の規制と森林の育成等に重点を置くものとする。

二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第十五条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域内の地域であること。

四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条の規定による買入れに関する事項

法第十一条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第八条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。